

イギリス児童法（1908）成立過程における子ども像 の統合：「子ども期の科学化」の内実

草野，舞

九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻（西洋教育史）：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1906381>

出版情報：教育基礎学研究. 14, pp.49-63, 2017-03-24. Faculty of Human-Environment Studies,
Kyushu University

バージョン：

権利関係：

イギリス児童法(1908)成立過程における子ども像の統合

— 「子ども期の科学化」の内実 —

草 野 舞

はじめに

本論文は、イギリス児童諸法の統合化のなかで、生命や身体という要素によって、子ども像が階級や生活環境を越えた普遍的な価値をもつものとして統合されていく過程を明らかにするものである。さらに、その過程で用いられた「子ども期の科学化」の具体的様相の一端も本論文によって明らかとなる。

福祉国家の起源となる諸制度（学校給食や健康保険等）がイギリスで創設されたのは20世紀初頭であり、なかでも1908年の児童法は児童福祉の端緒とされている。同法は「すべての子ども」を対象としたものとして¹、授産学校法（1866）や児童虐待防止法（1904）といったそれまでの児童保護立法が統合され、児童問題が一政策として展開されることとなった²。児童法の成立期には、ボーア戦争をうけての国家退潮への不安から、「国家の子ども」の生命と育成について関心が高まっていたことはすでに指摘されている³。児童法は、国家の将来を担う存在としての子ども、より直接的には兵士適格者育成という国家的課題を背景とし、着手された。そこでは、子どもの生命、健康や栄養、体力などといった身体の「保護」のあり方に焦点が当てられ、規定されていく。換言すれば、それは本論でみるように、「すべての子ども」の身体が「子どもらしく」発達するための規範や基準が議会で確定され始めていくプロセスであった。

児童法が成立にいたるまでの背景とそこでの「子ども」像に関する研究としては、寺崎の論考がある⁴。寺崎は、児童法において子どもは「帝国統合推進と国際競争力強化を支える「帝国の市民」のひな型として据えられている」と指摘している。「保護された子どもは、帝国市民として成長すること、とりわけ軍隊の中で活躍することが期待され」ていたのである⁵。寺崎によれば、当時のイギリスは世界市場における地位の低下を受け、対外競争力の強化を図る政策をとるようになり、それは児童法の立案者である H. サミュエルの思想に反映された。「サミュエルの思想、つまり自由帝国主義思想（＝自由貿易策を保ちつつ、繁栄維持増大と帝国統合推進という目的をもつ立場：筆者注）の中では、〈帝國的民族〉育成のための「治療と予防」をあらゆる社会「改革」を通じて行っていくことが急務とされて⁶」おり、児童法もそのような積極的施策の一環として成立が進められるに至ったという。

寺崎は議会文書やサミュエルの報告書をもとに、1908年の児童法成立への動きは自由

帝国主義的な思想のもとで始まったものであり、そこで子どもは「国家の未来（利益）のために」「帝国市民として」保護されるべき存在として捉えられていたと指摘する。寺崎の分析により、児童法が成立する時期にイギリスが迎えていた国家的危機、そしてそこでの「子ども」が「(将来の：筆者注) 帝国市民」として考えられていたということが明らかとなっている。

しかし、サミュエルの立案から制定に至るまで、議会の中でどのような議論がなされたのか、児童法成立に関する具体的なプロセスは明らかとなっていない。乳幼児の保護、児童虐待の防止、子どもの喫煙の禁止、少年裁判所等の規定を統合することで「すべての子ども」を対象とした1908年の児童法はすぐに可決されることなく議論の的となり、多くの修正が求められることとなった。児童法の成立過程は、「すべての子ども」に当てはまるであろう規定を行っていく過程、つまり「虐待をうける子ども」「喫煙する子ども」「罪を犯した子ども」といったさまざまな「子ども」像を「すべての子ども」という普遍的なものとして統合していく過程であったといえる。そこで本論文は、児童法の立案から制定までの議論を単に時系列的に明らかにするのではなく、その議論のなかでの発言によって子ども像が統合されていく過程の解明を目的とする。

また、本論文が対象とする世紀転換期について、カニンガムは、国内の治安維持という問題に加え対外的な不安が起こることで、将来の国家を支える存在として「子ども」への着目が高まる時期であったとしている⁷。この時期子どもの身体検査や精神面への心理学的アプローチが多くとられることとなるが、カニンガムはこれを「子ども期の科学化」、つまり「子ども期」を何らかのかたちで測定しようとする動きであると述べる⁸。しかもそれは、健康な兵士の育成のための、身体への「科学的」配慮やアプローチを伴うものであった⁹。たとえば、1903年に設置された体力衰退に関する部局間委員会 (the Inter-departmental Committee on Physical Deterioration) が翌年の1904年に「体力衰退に関する部局間委員会報告書 (*Report of the Inter-departmental Committee on Physical Deterioration*)」を提出し、学校給食法 (1906) や学校身体検査法 (1907) の制定において「科学的根拠」としての役割を果たしていたことはすでに明らかとなっている¹⁰。

しかし、児童法においてはどのような「科学化」によって子ども像の統合が進んだのか、同法制定の根拠とされた「科学」の内実は明確であるとはいえない。「子ども期の科学化」が当時の児童保護立法に影響を及ぼしていることはいうまでもなく、児童法についても同様である。それはスコットランド法務総裁トマス・ショウの以下の発言からも明らかである。

この法案 (児童法案：筆者注) は1つの政党の政治思想の発展としてではなく、一般社会の側で活気づいた「社会が子どもに対し義務を負う」という観念の段階的な発展として出されたものである。多くの高潔な人および女性、多くの博愛団体は

この主題に取り組んできており、近年では科学的知識の大きな発展に喜んでいる者もいる¹¹。（傍点は筆者、以下同様）

1904年に体力衰退委員会によって出された報告書は、児童法制定の際には「喫煙の禁止」という規定の「科学的根拠」としても用いられている。さらに、児童法は、政党の対立を越えた「一般社会」の観念の発展の結果であると考えられたのであった。そのため、児童法は子どもだけではなく社会全体を包括する政策であったといえる。国家的危機と「科学化」によって「子ども期」が規定されていくまさにこの時期に「すべての子ども」のために制定された児童法は、「一般社会」のなかでの「科学化」による子ども像の統合、つまり「科学化」による「子どもらしさ」の自明化における大きな転換点となったのである。

さらに、ここで注目すべきは、「根拠」とされた委員会報告でさほど強調されていない「喫煙」が、児童法の制定過程でかなりの重点をおかれたということである。この「科学的根拠」とされる委員会報告とのずれは、カニンガムのいう「子ども期の科学化」のひとつの具体的様相を示すとともに、年齢や体格といった、国家が守るべき「子ども」をあらわすための基準がまさにこの時期に構築されようとしていたことを示している。カニンガムの指摘をふまえ、本論文では、「科学化」によって「子ども」の基準が構築されていく、その具体的なプロセスに着目する。

本論文では、児童法の制定過程でなされた議論の分析を行うため、当時の議会議事録（*Hansard's Parliamentary Debates*）を史料として用いる。児童法をめぐる議論では、子どもをとりまく問題の解決が目指されると同時に「子どもとして問題のない子ども」が想定されていたといえる。よって、この議論の分析はまさに「すべての子ども」が「普遍的な子ども期」を享受すべきという価値観が成立する過程¹²のひとつの具体的様相をみることになる。こうして「すべての子ども」に当てはまるべきとされ統合された子ども像が、法という強力な規範性を持って機能し始める様相も明らかとなる。それと同時に、その規範性を成り立たせる要素となった「子ども期の科学化」の一端を解明することとなるだろう。将来の帝国市民育成というイギリス国家としての課題を背景に、「科学」を根拠として、そのような「子ども」の基準や「子どもらしさ」という価値が階級差さえも超えて構築されていく。その構築の過程を、児童法制定をめぐる議会の議論の中で解明することが本論文の最終的な目的である。

1. 児童法（1908）の成立 — 「すべての子ども」の対象化 —

1908年児童法が、これまでの児童に関する諸法律を統合したものだということはよく知られている。本章では、児童法の立案の背景とその内容について述べる。それは「国家の子ども」としての子どもへの着目から始まったものであった。

1-1. 「国家の子ども」の身体の問題化

20世紀初頭、イギリスでは「国家の子ども」ということが強調されるようになる。1906年、ジョン・ゴースト卿の『国家の子どもたち (*Children of the Nation*)』のなかで述べられたほとんどの部分は子どもの身体に関するものであった。同書が扱っているのは乳幼児死亡率、学校での医学的検査、学齢期の子どもたち、十分に食べ物を得られない子どもたち、過度な労働をする子どもたち、子どもの病気、医学的支援、乳幼児学校、学校衛生、体力訓練、工場や鉱山での児童労働、保護されている国の子ども、遺伝性の病気、そして家庭についてである¹³。この時期の子どもに対する社会政策は、さまざまな領域への関心が展開されていたにもかかわらず彼らの身体の影響を通じたものであったということはすでに言われてきている¹⁴。

このような関心は、ボーア戦争の兵士の募集において応募者の40%が不合格であったことが主な契機となっていたことは周知のとおりである。このことが国家の退潮への不安と結びつき、出生率および肉体的衰退が人々の関心を集めていた。1903年には体力衰退に関する部局間委員会が設置され、医師や慈善活動家などを対象にした調査活動を経て1904年に「医学の専門職 (medical profession)」の意見をとりいれた「体力衰退に関する部局間委員会報告書」を公表した。報告書が明らかにしたのは貧困層の生活状況についてであり、その状況や環境汚染等に対する国家の行動の必要性を訴えたのであった¹⁵。これらの影響によって、児童は「帝国の市民」に育成されるべき「国家の子ども」であり、国家の制度として子どもの保護策がまとめて論じられるべきであるという認識が広く共有されることとなった。

1-2. 児童法立案

1908年2月、当時の内務政務次官 H. サミュエルは、「子どもの保護や少年犯罪を扱う法律は乱雑に存在している。それはいくつもの法律に広がっており統合の必要が差し迫っている。¹⁶」と主張する。子どもの問題をひとまとめにするという目的のもと児童法が提案された。その正式名称は「児童・少年の保護、矯正学校と授産学校、少年犯罪者に関する法の統合・改正、また児童・少年に関する法を改正するための法律 (an act to consolidate and amend the law relating to the protection of children and young persons, reformatory and industrial schools, and juvenile offenders, and otherwise to amend the law with respect to children and young persons)」であり、サミュエルはこれを「児童法」と表現している¹⁷。同法は、第1部「乳幼児保護」、第2部「児童虐待の防止」、第3部「少年の喫煙」、第4部「矯正学校・授産学校」、第5部「少年犯罪者」、第6部「総則」からなる。

19世紀、子どもは「矯正可能性」という大人とは異なる特性をもつものとして、「正直で有用な社会の一員」につくりかえることのできるものとして考えられ始める¹⁸。この

子どもの矯正可能性に着目した策は第4部「矯正学校・授産学校」、第5部「少年犯罪者」として児童法の中にも組み込まれている。授産学校や矯正学校に送る子どもの数を増やすことについては、犯罪の源を断つのに有益なものとなると考えられていた¹⁹。法案の第5部は少年犯罪者に関するものであり、サミュエルによれば、それは「少年犯罪者と成年犯罪者を分離する」「少年犯罪者に対し親は責任を負う」「一般的な刑務所への子どもの拘留は不適切な処罰である」という3つの主な信念に基づいている²⁰。こうした非行少年についての規定は、「現在」の子どもの保護だけではなくその子どもの「未来」も考えたうえでのものであると同時に、「未来の犯罪のいちじるしい減少²¹」という将来の国家の繁栄への関心も伴うものであった。

19世紀にすでに発見されていた子どもの「矯正可能性」に加え、児童法においては生命や身体についても子ども像を規定しようとする動きが見られる。児童法の第1部は、乳幼児の生命保護に関する規定であり、1897年の乳幼児生命保護法を撤回し、その内容を具体化したものであった²²。第2部は児童虐待の防止を取扱ったものであり、暴行やネグレクト、遺棄、乳幼児の窒息死、子どもを火傷の危険にさらすこと、売春といった状況に適用されるものであった²³。

法案の第3部は、少年の喫煙の禁止について言及がなされている。ここで注目すべきは、子どもの身体的衰弱の問題を解決する方法として喫煙の禁止が重要視されたということである。サミュエルは、喫煙と体力衰退が関係していることが政府の調査によって確認されたことを理由に、これらの規定の重要性を主張した。ここで規定の根拠とされたのが、前述した「体力衰退に関する部局間委員会報告書」である。同委員会は教育当局や矯正学校、海軍の調査官ら、そして出生登録所の医師によって構成され、調査対象は医師や慈善活動家となっている。しかし、この報告書は以下のような目的をもって公表されたものであった。

委員会の本来の活動範囲は、まず、ある特定の階級の衰退に関する申し立てのための予備調査を行うことである。この衰退は、軍隊の応募者のかなりの割合が身体的な原因によって不合格であったことや、その他の証拠（とくにスコットランドの体力訓練に関する委員会報告）に示されている。そして、医学の専門職はどのようにしてこの問題に助言できるのか、その活動範囲についても考慮する²⁴。

報告書は国民一般の間の体力衰退ではなく、「特定の階級の衰退について」公表するという目的があったのである。しかしこの報告書をうけ、学校給食法（1906）や学校身体検査法（1907）など、国民一般に対し規範性をもつ多くの法律が制定されることとなった。児童法もその一つであるが、「すべての子ども」の保護のために、児童法においては栄養面や衛生面での対策ではなく、「喫煙の禁止」が有効とされたのである。それまでの

児童諸法を統合するという目的のもと始まった児童法の制定において、この「喫煙の禁止」は新しく組み込まれた部分であった。「喫煙の禁止」をめぐる議論は、「子どもらしさ」を考える際に、20世紀初頭においてはじめて出現した要素であったといえる。

それまでの児童に関する法の統合により、別個の法律で扱われていた子どもたちが「すべての子ども」のための児童法の下で扱われることが目指された。この時期、「すべての子ども」が「国家の子ども」として、将来の社会の担い手として考えられるようになったのである。

2. 生命と健康をめぐる子ども像の統合

20世紀初頭に巻き起こった国家退潮への不安から、児童法においては、子どもの矯正可能性だけではなく子どもの生命や身体そのものに着目した規定が提案され、議論がなされた。これまで、子どもの保護については児童虐待防止協会をはじめとした多くの民間団体や慈善家が取り組んできた²⁵。そうした取り組みの最終的な結果として法律が制定される場合もあったが、児童法によって子どもの生命保護に「政府」が取り組むという点が注目され、歓迎されていたことが以下のような発言から読み取ることができる。

国家の乳幼児の生命を守ることは非常に重要であるということが常に心から言われるという時代を私たちは生きている。未来の効果的な市民となるであろう多くの子どもたちに対して、私たちはそれを減らす余裕もなければ、減るのをそのままにしておくような立場でもない。人口減少の危険はあなた方の多くが気づいているよりもずっと大きく、したがって、子どもの生命を保護するものはすべて最も重要である。私が理解するところによれば、年に1200又は1700の子どもに折り重なる事例（＝添い寝の際に子どもに覆いかぶさり、子どもが窒息してしまう事例：筆者注）があるという証拠が検死官によって示されている。それが意味していることを考えてみなさい。もし何らかの方法でそれと同じくらいの（1200, 1700の）子どもの生命を守ることができるのであれば、小さな軍隊や来たるべき日に有益な市民となる人々を市民の権利と機会のために守っていることになる²⁶。

子どもの生命保護を考える際、その子どもは将来「小さな軍隊」や「有益な市民」となることが想定されていた。児童法の立案がなされた1908年はまさに「国家の乳幼児の生命を守ることは非常に重要であるということが常に心から言われるという時代」であった。のちに軍隊や有益な市民としてイギリス国家を支えることになる子どもの人口を減らす余裕は無かったのである。

本章では、児童法第1部と第2部の子どもの生命保護をめぐる議論に焦点をあてる。すべての子どもの生命は救われるものであり、周囲の環境を整えさえすればどんな子ど

も健康に育つはずだとされていく過程、つまり階級や生活環境にかかわらず「子どもは一般に健康である」という観念が自明化されていく過程を明らかにする。

2-1. 防がれるべき「生命の無駄遣い」

児童法の第1部は、乳幼児の生命保護に関する規定であり、1897年の乳幼児生命保護法を具体化したものであった²⁷。この部分では、里親が報酬を得て1人の子どもを預かる家庭の登録が強制されている。そのほか、里親や養子関係にある親が子どもに生命保険をかけることを禁じる等の規定がおかれた²⁸。第1部のベビー・ファーマーミングの規定に関しては以下のような意見が寄せられている。

それ（第1部の規定：筆者注）は里親家庭において1人の子どもを預かる場合を初めて含むものである。これまで、これらの家庭の子どもの調査の欠如は犯罪と虐待事件を長く導いてきた。ここ4年間、全国児童虐待防止協会がそのような子どもに対する3000もの虐待の事例を調査した。（中略）しかし、これらの非常にひどい事実とは別に、善意の里親の不注意や無知による多くの不要なみじめさと苦しみが依然として存在している。したがって、これらの家庭がついに法律の適用範囲に含まれることをうれしく思う²⁹。

児童法の立案以前、1人の子どもを預かる家庭は調査の対象ではなかった。児童法においてはそれらの家庭も調査の対象とされるようになるが、それは「子どものため」に歓迎されたのであった。全国児童虐待防止協会の調査を根拠とし、「子どものため」に子どもを預かる「すべての家庭」が調査の対象となり法の適用範囲に取り込まれることが目指された。民間の活動だけではなく法律が適用されることによって、子どもの「不要なみじめさと苦しみ」は解消されうるものとされた。

また第2部の規定について、スコットランド法務総裁のトマス・ショウは以下のように述べる。

国民の自由に対する強い介入に見えるが、すべての子どもはこれから先、親や保護者によって長い時間部屋におかれる際には囲いのある暖炉という保護を伴うという保証がなされる。（中略）私は、以前言ったように、国家の市民である乳幼児のケアをコミュニティーのなかで最も粗末なものにするのは不十分であると思う。そのような責務によって、悲しむべき事故を防ぐことができるだろう³⁰。

同時に当時の高い乳児死亡率が強調され、この規定は子どもの生命を守るためのものであることが主張されている。トマス・ショウはこの法案を「着実な前進³¹」であると

して勧めている。虐待罪の規定についてサミュエルは以下のように述べる。

添い寝が原因で、毎年1600人も乳児が命を落としているが、これは生命の無駄遣い (waste) であり簡単に防ぐことのできる行為である。そのような場合は、悪意のある虐待でもネグレクトでもないが、軽い罰を与えることを提案する。また、同じくらいの数の子どもたちが毎年やけどで傷ついているが、原因は部屋にある囲いの無い暖炉である。その場合も似たような罰を課す³²。

第2部においては、添い寝や暖炉による子どもの負傷に関しても虐待罪であるという規定がなされており、これは児童虐待防止法制定時には犯罪とされていなかった行為である。ここでの議論を通して、添い寝をし暖炉のある部屋で子どもを「育てて」いたとしても、子どもの成長を妨げるような行為は処罰の対象となり、不慮の事故による死亡は、生命の「無駄遣い」となった。サミュエルにとってこのような「無駄遣い」は防ぐべき事案であったのである。子どもの生命をめぐる議論は、同時に、あらゆる状況の子ども生命について「本来守られるべきものである」と規定していく過程でもあった。

2-2. 「一般に健康な子ども」という想定

児童法第1部と第2部をめぐる議論からは、生命だけではなく健康状態についても子ども像が語られていく様相がみてとれる。第2部の虐待罪の規定については以下のような意見が寄せられている。

もし法案が施行されれば、やけどや添い寝による子どもの大きな損失が2分の1に縮小されるだろう。やけどの経験という子どもが強えられる恐ろしい罰を熟考することは不愉快である。添い寝によって窒息した子どもが弱かったと仮定することは誤りである。彼らは、しばしば酔っている母親によってベッドへ連れて行かれた、一般に健康な子どもだった³³。

添い寝によって命を落とす子どもは決して体が弱かったわけではなく「一般的に健康な子ども」であった。酔った母親と寝ることでこの「大きな損失」は生まれていたものであり、児童法の規定によってこの損失を防ぐことができるとされた。

添い寝による乳幼児の窒息や暖炉による火傷を虐待罪であるとし、1人の子どもを扱う家庭を調査するという規定は、それまでの乳幼児生命保護法、児童虐待防止法からの変更点であった。当時のイギリスでは高い乳幼児死亡率が問題とされていたが、児童法第1部、第2部をめぐる議論によって、乳幼児の死は予防可能な「不慮の」事故であるとされるようになる。そしてこのような事故で命を落とす子どもは決して身体的に弱い

わけではなく、本来は「一般に健康な子ども」であるはずだということが語られた。このことはつまり、児童法の規定を守ることができれば、子どもは「一般に健康」であるため命を落とすことがないと考えられたことを示しているといえる。

以上のように、子どもの生命保護をめぐる議論からは、「不慮の」事故さえなければ「すべての子ども」の「生命の無駄遣い」は防ぐことができるとされたことがわかる。また添い寝や暖炉を例として、周囲の環境によって子どもの健康状態が左右されることが指摘された。このことから、個人差を無視した「一般に健康である」という子ども像が議会のなかで想定され、「すべての子ども」に当てはまるべきものとなっていくプロセスが明らかとなる。

3. 子ども像の基準となる身体 — 喫煙の問題化 —

本章では、児童法第3部、子どもの喫煙の禁止をめぐる議論の分析を行う。この規定については「喫煙への対策がいくらか不自然にこの法案に組み込まれたように思える³⁴」ともされていることから、「子どもは喫煙すべきでない」ということは当時の「当たり前」ではなかったといえる。「不自然に」思える規定を強く勧める根拠となったのが、先述の「体力衰退に関する部局間委員会報告書」であった。ここでは、「医学的意見」を含むとされた報告書の力によって、「喫煙をしない子ども」が議論のなかで自明のものとなっていく過程を論じる。続けて、何歳未満の子どもの喫煙を禁止するかという問題についてなされた議論を分析する。この分析から、子どもに「見える」かどうか重視されたこと、そして、さまざまな立場の者に対して「見える」という表現が持つ意味についての議論が子ども像を構築する論理としてもはたらいていたことを論じる。

3-1. 児童法における身体へのアプローチ

「子どもの生命に最も有害であり、世論のほとんどが改良を求めている³⁵」少年の喫煙については以下のような言及がなされている。

体力衰退に関する委員会は法的な救済策を勧め、多くの医学的な、また多方面からの証拠が提出された後に全員一致の上で（法制化が）強く奨励された。世界の多くの国がすでにこの点の法制化を行っている。我々は、16歳未満の子どもたちにタバコや巻きタバコ用の紙を売ることを禁止し、路上や公共の場での16歳未満の子どもの喫煙を禁止する³⁶。

子どもの身体的衰弱が問題となっていた当時のイギリスでは、学校給食法（1906）や身体検査法（1907）によって、子どもの体力低下問題の解決が試みられていた。

しかし、児童法における子どもの身体面へのアプローチは、そうした法律とはやや異

なっていた。「子どもの喫煙の弊害を些細なものとして片付けることができなかつたという結論³⁷」を出した体力衰退委員会の報告書を根拠とし、同法においては喫煙が子どもの体力を論じるうえで最も重要なものとされ議論が重ねられたのである。またサミュエルは「少女の間には体力衰退の兆候が見られないということを証拠によって特にはっきりと示している。³⁸」と述べ、「少年」の喫煙を止めることが目的であるとした。

ここでサミュエルの提案を後押しすることになったのが、体力衰退に関する委員会である。同委員会は前述のように1903年に設置され、翌年に報告書を公表している。報告書の中ではたしかに少年の喫煙について言及がなされ、「ある年齢以下の子どもへのタバコの販売を禁止する」「子どもが頻繁に出入りする店でのタバコの販売を禁止する」といった策が提案されている³⁹。しかし、この提案と同時に以下のようなコメントがなされているのである。

少年の喫煙は増加し続けておりその結果は極めて有害であるということについて、実質的に満場一致の意見を表明する。早期の喫煙が成長を妨げることについて、実際の証拠は用意されていないが、カニンガム教授はそれが身体的な衰退の原因の一つであると述べている⁴⁰。

「実際の証拠が用意されていない」にもかかわらず、さらに「体力衰退の一部」であるとされたにもかかわらず、児童法の制定過程では「子どもの生命に最も有害であり、世論のほとんどが改良を求めている⁴¹」こととなり、喫煙の禁止は重要視されていった。つまり、「喫煙をしない子ども」を「世論のほとんどが求めている」こととなり、その自明化が進められていったのである。

3-2. 「子ども」の判断基準 ―「見える」をめぐる議論と「科学的」報告書とのずれ―

この規定をめぐる議論には、何歳未満の子どもの喫煙を禁止するのかということも含まれていた。この問題については、16歳に「見える (apparently)」という表現を入れるかどうかということについて多くの議論がなされている。立案では当初「16歳未満に見える」子どもへのタバコの販売を禁止するとしていたが、この「見える」という表現に対し多くの意見が寄せられた。まずは、その判断の難しさについて、「16歳に見える」少年に対する規定だとした場合の影響については以下のような記録が残されている。

それ（この条項の影響）は警察や公園管理者、または警察権力をもつ人や制服を着た人に対し、16歳未満に見える少年が路上や公共の場所で喫煙をしていた際に少年からタバコを取り上げる力を与える。それは非常に難しい仕事を警察と公園管理者に託す。公園管理者や警官は16歳未満と考えられる少年を見ると、その問題につ

いて判断をすることになる。警官や公園管理者はある少年に対し悪意があったかもしれない、そうすると彼は「16歳に見えた」からという理由で彼を捕まえるだろう。それは違法であるように思えた。少年は16歳以上だということかもしれないしそれを証明することもできるかもしれない。しかしそれにもかかわらず彼は警察署に連れていかれ、16歳未満に見えるからという理由で責められるだろう。そして彼が若く見える人物だという理由で、裁判所は警官が正しいと決定するだろう⁴²。

この条項はうまく作用しないだろうし、法に従うことを望む正直な店の経営者は非常に難しい立場になるだろう。少年が「16歳未満に見える」とき、不幸なタバコ屋はどのようにしてそれを知るのか？⁴³

18歳なのに若く見えるという不運な若者は、タバコを買うことを決して許されないだろう。16歳未満に見える人々であれば、販売者は彼らにタバコを提供するのを拒否するだろう。彼らが少しのタバコを求めた際、販売者は「あなたは16歳未満に見えるから提供することはできない」と言うだろう。それは明らかに個人の自由への侵害である。16歳以上なのに16歳未満に見える人々は店に行きタバコを要求する完全な権利がある。この言葉（apparently）は不適切であり、取り除かれるべきである⁴⁴。

「見える」という表現によって、実際の年齢にかかわらず、「16歳未満に見えるか」が問題となることや、タバコを販売する際における子どもの年齢の判断の難しさが指摘された。「見える」という表現によって保護されるのは警察と販売者であり、実際の年齢にかかわらず、幼く「見える」子どもが犯罪者とされてしまうことが懸念された。また、実際に16歳以上であっても若く「見えて」しまう子どもに対し、この規定は個人の自由に対する侵害であるとされた。

こうした意見に対しサミュエルは、以下のような論を述べることによって、「見える」という言葉がさほど問題に影響しないということを主張した。

彼らが小さく見え実際の年齢よりも幼く見えるという事実はまさに彼らにタバコを勧めるのは賢明でないという事である。結局、これは販売が防がれるべきであるという事例である⁴⁵。

「幼く見える」ということが身体発達の不十分さを示すのだという考えから、サミュエルは、16歳未満に「見える」人物の喫煙を禁止しようとしたのである。「国家の子ども」の身体発達を妨げるものとして喫煙は問題化されたため、身体発達が十分である子ども

に対しては禁止する必要がないと考えたのだろう。

以上のように、年齢の設定をめぐるには、子どもだけでなく警察や販売者など、あらゆる立場に「見える」という表現がもたらす影響について議論がなされた。同時にこの議論は子ども像を構築する役目を担っていた。子どもを規定する際には「子どもの年齢であるか」ということよりも「子どもに見えるか」どうか重視されたのである。つまり、喫煙が禁止されるのは「16歳未満」の子どもか、それとも「16歳未満に見える」子どもかといった議論は、同時に、子どもの身体の発達が「子どもらしさ」を判断する際のひとつの要素となっていく過程でもあったのである。

しかし、この規定の根拠となった報告書には「見える」という表現はなされていない。報告書が提案した策は以下のようなものである。

この問題についてよい効果をもたらす2つの方法があり、それは非常に単純な法律によって完成する。1つ目は、ある特定の年齢以下の子どもにタバコの販売を禁止することである。この処置を主張にはすべての証言者が賛成したが、何歳を基準にするかについては意見がわかれた。委員会は少なくとも16歳であるべきだと考えている。2つ目は、菓子屋や子どもが頻繁に出入りする店でのタバコの販売を禁止することである。これは増加しつつある実践である⁴⁶。

報告書の提案した策は「ある特定の年齢以下の子ども (children below a certain age)⁴⁷」、そして少なくとも16歳以下の喫煙を禁止する提案にとどまっている。報告書が出された時点では、その禁止の基準となる年齢について委員会内でも意見が分かれている段階であり、委員会において、子どもに「見える」かどうかについては重要視されていなかった。「見える」かどうかによって子どもであるかを判断するという、子どもらしさの判断基準として身体が用いられるという事態はこの児童法の制定過程で起こったのである。

おわりに

20世紀初頭のイギリスでは、「国家の子ども」という認識が広く共有され、「すべての子ども」を対象とする児童法が提案された。この時期「すべての子ども」が将来の国家の担い手とされたのである。児童法を定めていく議論は同時に「すべての子ども」にあてはまるべき「子どもらしさ」を構築する過程でもあった。

少年裁判所や矯正学校等の規定からは、子どもの矯正可能性がみてとれる⁴⁸。この議論は、「墮落した子ども」を治療するのではなく、子どもを「墮落した子ども」にさせないための取り組みについてなされたものであった。子どもの生命保護に関しては、児童法の規定を守ることができれば、子どもは「一般に健康」であるため命を落とすことが

ないと考えられた。また、「国家の子ども」の身体の発達を妨げるものとして喫煙が問題化され、児童法においては、「すべての子ども」は喫煙をしないものであるということの自明化が起こった。さらに、喫煙の禁止を判断する基準としては、実際の年齢よりもその年齢に「見える」かどうか、身体が発達しているかどうかといった面が重視された。喫煙を禁止する基準をめぐる議論は、同時に、子どもの身体発達が子ども像を構築する要因となっていく過程でもあった。

児童法の対象となった「すべての子ども」をめぐる議論は、同法を制定する過程であると同時に、階級や生活環境にかかわらず「すべての子ども」にあてはまるべきだとされる子ども像が議会のなかで統合され自明化されていく過程でもあった。国内の秩序維持だけではなく、イギリス帝国としての対外的地位の維持が問題とされた時期であったからこそ、子どもの生命と身体をめぐる議論を用いて「子どもらしさ」を論じようとする動きが起こったといえる。そして、処罰機能をもつ国家の法として成立することによって、この自明化された子ども像は強力な規範性をもつものとして構築されることとなったのである。

現実に階級や生活環境による子どもの差異が存在していたなか、「すべての子ども」は本来「守られる権利」をもっているのだという子ども像が構築された。その「すべての子ども」のための1908年児童法の成立過程をみることで、そのような「子どもらしさ」を伴った子ども観が構築されるプロセスが本論文によって明らかになった。しかし、1904年に出された「科学的な」報告書の記述と、児童法における「根拠」としての用いられ方には乖離があった。カニンガムのいう「普遍的な子ども期」という価値の成立期において「科学」はどのような役割を担うこととなったのか、その一端も本論文で明らかとなったといえるだろう。「すべての子ども」を対象とした包括的な政策が「科学的な知」によって語られ構築されていく過程、また「子どもらしさ」の一般への普及や自明化にそれらの知が果たした機能を解明することが今後の課題である。

註

1. 児童法立案者であるサミュエルによれば、当時数多く存在していた子どもに関する法を統合することが児童法の目的であった (*Hansard's Parliamentary Debates*, Ser.4 (以下、*Hansard's* と略), vol.183, col.1432-1433)。
2. 川田昇『イギリス親権法史 — 救貧法政策の展開を軸にして』一粒社、1997年、281頁
3. 同上、276-277頁
4. 寺崎弘昭「イギリス1908年児童法と H. サミュエル — 自由帝国主義と児童政策 — 」『東京大学教育学部紀要』第20巻、1981年
5. 同上275頁
6. 同上274頁
7. Hugh Cunningham, *The Children of the Poor: Representations of Childhood since Seventeenth Century*, Blackwell, 1991.

8. *Ibid.*, pp.191-217
9. たとえば、20世紀初頭の子どもと医学の関係についてドウォークは、当時の高い乳児死亡率に対する医師たちの動きを分析し、衛生的なミルクの供給など、医学的根拠に基づいた方法で「健康な子ども」が育てられようとする過程を論じている (D. Dwork, *War is Good for Babies and Other Young Children: A History of the Infant and Child Welfare Movement in England, 1898-1918*, Routledge Kegan Paul, 1987)。
10. 川田、前掲書、270-275頁
11. *Hansard's*, vol.186, col.1251
12. *Ibid.*, p.233
13. John. E. Gorst, *The Children of the Nation: How Their Health and Vigour Should be Promoted by the State*, New York, 1907
14. Harry Hendrick, *Child Welfare, England 1872-1989*, Routledge, 1994., p.42
15. *Report of the Inter-departmental Committee on Physical Deterioration*, P.P., 1904, vol.1, pp.84-93. 以下、*Physical Deterioration Report* とする。
16. *Hansard's.*, vol.183, col.1432
17. *Ibid.*
18. この矯正可能性の発見については、寺崎弘昭「19世紀イギリスにおける少年分離監獄の成立——『矯正』思想とその子ども観」『教育学研究』第48巻、1981年、215-224頁に詳しい。
19. *Hansard's.*, vol.187, cols.567-8
20. *Ibid.*, vol.183, col.1436-1437
21. *Ibid.*, vol.195, col.227
22. M. K. Inglis, *The Children's Charter: a sketch of the scope and main provisions of the Children Act, 1908, containing suggestions for social workers throughout the kingdom...With a preface by the Right Hon. Herbert Samuel.*, London: Thomas Nelson & Sons, 1909, p.14
23. *Ibid.*, p.15
24. “Terms of Reference”, *Physical Deterioration Report*. 活動範囲については、続けて(1)医師の助言等の援助を受け、人々の健康や体格の正確な比較の見積もりのための周期的なデータと、政府と国家が一般にとるべき処置を決定すること(2)特定の階級に存在するような身体の劣化について、その一般的な原因を示すこと(3)(その原因を)最も減らすことのできる方法を指摘することと記載されている。
25. George K. Behlmer, *Child Abuse and Moral Reform in England, 1870-1908*, Stanford University Press, 1982等。
26. *Hansard's.*, vol.195, cols. 222-3
27. 第1部について、サミュエルは「同法(1897年法:筆者注)はベビー・ファーマーミングという悪を止め、乳母に預けられた乳幼児(infants)の生命を守るために可決されたものであるが、実践においては多くの面で非効率的であった。同法には悪い人間が支配から逃れるための多くの抜け穴があるが、細かい修正によつて我々はその穴をなくし法の支配を強化する。」と述べている (*Hansard's*, vol.183, col.1433)。当時のベビー・ファーマーミングとそれを取り巻く人々の議論については M. Arnot, “Infant death, child care and the state: the baby-farming scandal and the first infant life protection legislation of 1872”, *Continuity and Change*, 9(2), 1994, pp.271-311等に詳しい。
28. M. K. Inglis, *op.cit.*, pp.14-15
29. *Hansard's*, vol.195, col.226
30. *Ibid.*, vol.183, col.1253-4
31. *Ibid.*, vol.183, col.1261
32. *Ibid.*, vol.183, col.1434

33. *Ibid.*, vol.187, col.582
34. *Ibid.*, vol.195, col. 223
35. *Ibid.*, vol.183, col.1434
36. *Ibid.*, vol.183, cols.1434-5
37. *Ibid.*, vol.186, cols.1293-4
38. *Ibid.*, vol.194, col.179
39. *Physical Deterioration Report*, p.76
40. *Ibid.*
41. *Hansard's.*, vol.183, col.1434
42. *Ibid.*, vol.194, cols.247-8
43. *Ibid.*, vol.194, col.175
44. *Ibid.*, vol.194, col. 224
45. *Ibid.*, vol.194, col.228
46. *Physical Deterioration Report*, p.76
47. *Ibid.*
48. 子どもへの弊害を根源から断ち、養育できるような経済的機会を親に与えることが「真の救済」であるとされた (*Hansard's.*, vol.187, col.581)。